| | |
|---|---|
| 百二十四の二　三―［十一―［(三)―(五)―［(一―メチルピペリジン―四―イル)メトキシ］ピリミジン―二―イル］フエニル）メチル］―六―オキソ―一・六―ジヒドロピリダジン―三―イル］ベンゾニトリル（別名テポチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 | （新設） |
| 百二十五～百三十六　（略） | 百二十五～百三十六　（略） |

**別表第五**（第二百二十八条の十関係）

| | |
|---|---|
| 医薬品 | 医薬品 |
| 一～十七　（略） | 一～十七　（略） |
| 十八　六―アミノ―九―［(三R)―一―(ブター二―イノイル）ピロリジン―三―イル］―七―（四―フエノキシフエニル）―七・九―ジヒドロ―八H―プリン―八―オン（別名チラブルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 | （新設） |
| 十九～百七　（略） | 十八～百六　（略） |
| 百八　N―（四―［(六・七―ジメトキシキノリン―四―イル）オキシ］フエニル）―N―（四―フルオロフエニル）シクロプロパン―一・一―ジカルボキシアミド（別名カボザンチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 | （新設） |
| 百九～百三十一　（略） | 百七～百二十九　（略） |
| 百三十二　トラスツズマブ　デルクステカン及びその製剤 | （新設） |
| 百三十三～百七十四　（略） | 百三十～百七十一　（略） |
| 百七十五　四―［(十B）ボロノ］―L―フエニルアラニン（別名ボロフアラン）及びその製剤 | （新設） |
| 百七十六～百八十一　（略） | 百七十二～百七十七　（略） |

**○厚生労働省令第三十八号**

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項、第五条第四項及び第五十条の三並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第六条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

## 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

（水質基準に関する省令の一部改正）

**第一条**　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。 | 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。 |
| （略）　（略）　（略） | （略）　（略）　（略） |

| | |
|---|---|
| 百八十二　三―［十一―［(三)―(五)―［(一―メチルピペリジン―四―イル）メトキシ］ピリミジン―二―イル］フエニル）メチル］―六―オキソ―一・六―ジヒドロピリダジン―三―イル］ベンゾニトリル（別名テポチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 | （新設） |
| 百八十三～百九十三　（略） | 百七十八～百八十八　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第三十七号**

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

## 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （血液製剤代替医薬品等の範囲） | （血液製剤代替医薬品等の範囲） |
| **第二条**　法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。 | **第二条**　法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品とする。 |
| 一～四　（略） | 一～四　（略） |
| 五　遺伝子組換え型ヒトフォン・ヴィレブランド因子 | （新設） |
| 六～八　（略） | 五～七　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。